

## 労働保険徴収法第 12 条第 3 項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会 開催要綱

### 1 趣旨・目的

労災保険給付を生活の基盤とする被災労働者等の法的地位の安定性についての十分な配慮を前提として、メリット制の適用を受ける事業主が労働保険料認定決定に不服を持つ場合の対応を検討することとする。

### 2 検討事項

- (1) 労働保険料認定決定の審査請求等において労災保険給付支給決定の要件該当性を主張することの可否
- (2) 仮に(1)が認められた場合であって、労働保険料認定決定の審査請求等において労災保険給付支給決定がその要件に該当しないとされた場合の労災保険給付支給決定の取扱い
- (3) 労災保険給付支給決定に関する事業主の審査請求適格等
- (4) その他必要な事項

### 3 参集等

- (1) 本検討会の参集者は、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会には座長を置き、議事を整理する。
- (3) 座長は、参集者の互選により選出する。
- (4) 本検討会は、必要に応じ、別紙参集者以外の専門家等をオブザーバーとして指名することができる。
- (5) 本検討会は、必要に応じて、関係者からヒアリングを行うことができる。

### 4 運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省大臣官房審議官（労災、建設・自動車運送分野担当）が別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会、会議資料及び議事要旨は、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・企業情報の保護の観点等により、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開で実施することができるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示の上、議事要旨については公開するものとする。
- (3) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局労災管理課において行う。

労働保険徴収法第 12 条第 3 項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会  
参集者名簿

荒木 尚志 東京大学大学院法学政治学研究科教授

井上 繁規 元労働保険審査会会長、元東京高裁部総括判事

太田 匡彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授

中野 妙子 名古屋大学大学院法学研究科教授

山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(50音順)